

老人保健施設なんぐん館重要事項説明書

(令和8年8月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ① 施設名 老人保健施設なんぐん館
- ② 開設年月日 1998年(平成10年)6月1日
- ③ 所在地 愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2
- ④ 電話番号 0895-73-1021
- ⑤ ファックス番号 0895-73-1116
- ⑥ 管理者 伊藤孝徳
- ⑦ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780435号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援する事を目的とした施設です。更に、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

【老人保健施設なんぐん館運営方針】

当施設は、入所者の人格を尊重し、入所者の心身の状況に応じた適切な施設サービスを行い、入所者及びその家族に安心、満足、希望を与えるべく運営を行うとともに、施設の有する公共性、公益性の重要な役割を十分に踏まえて、地域・家庭・市町・介護保険サービス事業者等の密接な連携を重視した運営を行います。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	業 務 内 容
施設長（医師）	1 名 （兼務）	施設の運営管理の統括、入所者等の疾病の治療、保健衛生管理及び職員の保健衛生に関する技術指導に従事します。
委員	適当数 （非常勤）	施設長を補佐し、入退所判定委員会及び運営委員会の委員を勤めます。
事務長	1 名	施設長の指示に従い、施設の運営管理に従事するとともに、施設長の職務である関係機関及び地域社会等との連絡調整を補佐します。
事務職員	4 名以上 （兼務 1）	事務長を補佐し、施設に関する総務、会計、経理その他施設の運営に必要な事務に従事します。
看護職員	常勤換算 10 名以上	医師の指示に従い、入所者等の診察の介助及び施設サービス計画に基づく看護、介護を行います。
介護職員	常勤換算 30 名以上	施設サービス計画に基づく介護を行います。
支援相談員	3 名以上 （兼務 2）	入所者等に対する心身の状況に応じた相談、指導ならびに関係機関との連絡調整に従事します。
理学療法士	リハビリ	基本動作訓練・集団体操等を通じて機能維持を図り日常生活の自立を支援します。
作業療法士	常勤換算 5 名以上 （兼務あり）	日常生活動作訓練・レクリエーション等を通じ、精神的ケアや日常生活支援に努めます。
言語聴覚士		言語・聴覚、摂食・嚥下の問題がある方に対し、専門的に対応し支援します。
管理栄養士	1 名	利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。
介護支援専門員	2 名 （兼務 2）	介護計画の作成と介護の進行管理、評価を行います。

(4) 定員 100名（短期入所療養介護含む）

療養室 個室 12室
多床室 2人室 4室
4人室 20室

2 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）

朝食 7時30分～ 8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

(3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合もあります。

(4) 医学的管理・看護

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

(5) 介護（退所時の支援も行います。）施設サービス計画に基づいて実施します。

(6) 機能訓練（リハビリテーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

(7) 相談援助サービス

(8) 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

(9) 理美容サービス

月1回、理美容サービスを実施します。別途料金をいただきます。

(10) 行政手続代行

(11) その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

* 介護保険証の確認

説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3 利用料金

以下の(1)基本料金、(2)加算料金については、利用者のご負担は、介護保険割合証に記載された負担割合の自己負担分です。

(1) 基本料金

① 施設利用料は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。

(以下は、1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です。)

② 厚生労働省の定める在宅復帰支援機能要件を満たした点数により、施設類型(※)が変動し、それに応じて利用料金も変動します。

なお、「施設類型」変更時は、文書でお知らせいたします。

※ 施設類型とは

平成30年度の介護報酬改定で、介護老人保健施設の施設類型が、「その他型」「基本型」「加算型」「在宅強化型」「超強化型」の5種類に区分されました。「在宅強化型」や「超強化型」は、厚生労働省が定める要件を満たした、在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた、介護老人保健施設のことです。
なんぐん館は「超強化型」と認定されています。

	超強化型
要介護1(従来型個室)	788円
要介護2(従来型個室)	863円
要介護3(従来型個室)	928円
要介護4(従来型個室)	985円
要介護5(従来型個室)	1,040円
要介護1(多床室)	871円
要介護2(多床室)	947円
要介護3(多床室)	1,014円
要介護4(多床室)	1,072円
要介護5(多床室)	1,125円

(2) 加算料金(以下は、1割負担の場合の自己負担分です。)

施設サービス体制加算関係

加算項目	負担額	備 考
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22円 ／日	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合
夜勤職員配置加算	24円 ／日	利用者20名に対し、夜勤者が1名以上配置されている場合
初期加算 (Ⅱ)	30円 ／日	入所した日から30日間、施設サービス費に加算
安全対策体制加算	20円 ／回	研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。(入所時のみ)
在宅復帰・在宅療養支援機能加 (Ⅱ)	51円 ／日	厚生労働省が定める在宅復帰・在宅療養支援に対する評価基準に基づいて算定
科学的介護推進体制 (Ⅱ)	60円 ／月	入所者ごとのADL数値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な状況に加え、疾病の情報や薬剤情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたり、その情報を適切かつ有効に活用している場合
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	50円 ／月	協力医療機関と入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
高齢者施設等感染対策 向上加算 (Ⅰ)	10円 ／月	協力医療機関との連携体制を強化し感染症対策が適切に行われていると評価された場合
〃 (Ⅱ)	5円 ／月	感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から、3年に1回以上実施指導を受けた場合
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10円 ／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	9.7%	厚生労働省が定める基準に適合する介護職員の処遇に対する改善を行った場合
外泊加算	362円 ／日	外泊された場合、施設利用料に替えて外泊加算を算定。ただし、1月につき6日限度。 (初日と最終日は除く)
短期集中リハビリテーション 実施加算 (Ⅱ)	200円 ／日	医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が集中的にリハビリを行った場合(入所後3月を限度として算定)
緊急時治療管理	518円 ／日	病状が著しく悪化し緊急の治療管理を行った場合(1月に3日を限度)
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	480円 ／日	感染症対策に関する研修を受けた医師が投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (1月に1回連続する10日を限度)
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	450円 ／回	1月を超える入所が見込まれる場合、入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
〃 (Ⅱ)	480円 ／回	上記及び退所後に係る支援計画を策定した場合
入退所前連携加算 (Ⅰ)	600円 ／回	居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービス利用方針を定め、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合

〃 (Ⅱ)	400円 ／回	居宅介護支援事業所に診療情報を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合
訪問看護指示加算	300円 ／回	医師が退所後に訪問看護が必要と認めた場合に指示書を交付した場合
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	500円 ／回	〔居宅へ退所した場合〕 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合（1回を限度）
〃 (Ⅱ)	250円 ／回	〔医療機関へ退所した場合〕 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合（1回を限度）
ターミナルケア加算		医師が回復の見込みがないと判断した方に対し、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行った場合
死亡日 45日前～31日前	72円 ／日	
死亡日 30日前～ 4日前	160円 ／日	
死亡日 1日前～ 2日前	910円 ／日	
死亡日	1,900円 ／日	

(3) その他の料金

① 居住費（療養室の利用費）（1日あたり）

- ・従来型個室 1,728円
- ・多床室 437円

② 食費（1日あたり）

1,810円

※食費・居住費は介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている金額が上限となります。国が定める介護保険負担限度額（第1段階から3段階①②）の方の自己負担額は、別途資料の厚生労働省「介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が令和8年8月1日から変わります」をご覧ください。居住費はA（多床室）・B（従来型個室）の欄をご覧ください。

③ 理美容代

実費

（1,800円～2,500円程度。別紙「入所のご案内」をご覧ください。）

④ 日常生活品費

1日 200円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の費用（施設の日用品を使用された方のみ頂きます。）

⑤ 教養娯楽費

1日 150円

クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、風船、生花等の費用（参加された方のみ頂きます。）

⑥ 健康管理費

（インフルエンザ予防接種を希望された場合に実費でお支払い頂きます。）

⑦ テレビ使用料

1日 50円

（ご希望によりテレビを居室に持ち込まれた場合、使用料としてお支払い頂きます。）

(4) 支払方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払

い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。
入所契約時にお選び下さい。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

(1) 協力医療機関

- ・名 称 愛媛県立南宇和病院
- ・住 所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2433 番地－1

(2) 協力歯科医療機関

- ・名 称 南宇和郡歯科医師会
- ・住 所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2227 番地－2

(3) 他施設の紹介

当施設での対応が困難で、専門的な対応が必要と判断した場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「老人保健施設なんぐん館入所利用同意及び誓約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 施設利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は、保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には、食事の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- (1) 面会
- (2) 外出・外泊
- (3) 私物の洗濯
- (4) 飲酒・喫煙
- (5) 火気の取り扱い
- (6) 設備・備品の利用
- (7) 所持品・備品等の持ち込み
- (8) 金銭・貴重品の管理
- (9) 外泊時等の施設外での受診
- (10) 宗教活動
- (11) ペットの持ち込み
- (12) 義歯の取り扱い

※以上に関しては別紙「入所のご案内」をご覧ください。

7 非常災害対策

- (1) 防災設備

- スプリンクラー、消火器、消火栓、自家発電機等
- (2) 防災訓練
年2回

8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9 苦情相談の窓口

当施設には苦情相談の窓口を設置しています。

苦情・ご意見窓口

責任者； 守口法子 電話 0895-73-1021

ご要望やご意見または苦情などあれば、苦情相談窓口（守口）、もしくは意見箱等にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、定期的に施設と家族の皆さんとの情報交換会として「家族会」を開催いたしますのでご利用下さい。

＊事業所以外にも下記の機関の苦情受付窓口があります。

愛南町高齢者支援課地域包括支援センター

(TEL0895-72-7325 FAX0895-72-1215)

愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険課

(TEL089-968-8700 FAX089-968-8717)

10 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。